

重要物流道路の指定について

「重要物流道路」については、本年3月の道路法等の一部改正の中で、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が指定するものとして、制度の創設がなされたところです。

滋賀県においても、関係行政機関からなる「滋賀県幹線道路協議会」を10月15日に設立し、選定に向けた検討を進めていますので、ご報告します。

1. 検討体制と進め方

- ・重要物流道路の指定に向けては、「地方（近畿）ブロック」レベルと「都道府県」レベルで「幹線道路協議会」を設立して検討を行い、相互に調整を図りながら候補路線（案）の選定を行う予定です。
- ・その後、全国的な視点からの調整を行い、国土交通大臣により「重要物流道路」の指定が行われます。
- ・まずは今年度末を目途に、大型車誘導区間となっている高速道路や直轄国道等が指定される予定であり、来年度以降は、それ以外で物流需要が高い路線について追加指定される見込みです。

【重要物流道路について】

現時点では、重要物流道路に指定された路線は、次のような機能強化、重点支援を実施されることが示されています

- ① 国際海上コンテナ車等の円滑な通行のため、通常よりも高水準の構造基準を設定
(当該基準を満たした道路について国際海上コンテナ車等の通行に係る許可を不要とする)
- ② 重要物流道路等に係る災害時の啓開・復旧を国が代行

2. 検討・指定スケジュール

H30. 8.21 第1回近畿地区幹線道路協議会
10.15 第1回滋賀県幹線道路協議会・・・協議会設立、課題共有、意見交換

(今後の予定)

H30 年度中 第2回滋賀県幹線道路協議会、第2回近畿地区幹線道路協議会
・・・重要物流道路の検討、調整等
高速道路や直轄国道等を「重要物流道路」として指定（予定）

H31 年度以降～ 上記以外の物流需要が高い路線を追加指定（予定）